

玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置に伴う  
原子炉施設保安規定変更認可申請書の概要

1. 原子炉施設保安規定の構成の見直し

運転段階である玄海 2 ～ 4 号機（第 1 編）と廃止措置段階である 1 号機（第 2 編）に分ける構成とした。

変 更 前	変 更 後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           運転段階の発電用原子炉施設編 (玄海 1 ～ 4 号機)         </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">           第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (玄海 2 ～ 4 号機)         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           第 2 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (玄海 1 号機)         </div> </div>

2. 原子炉施設保安規定の変更内容の概要

玄海 1 号機の原子炉施設保安規定（第 2 編）について、運転段階に係る規定を削除するとともに、廃止措置を実施するために必要な事項を記載した。

( 1 ) 運転段階に係る規定（削除）

- 原子炉施設の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者の選任、職務についての記載
- 原子炉の運転期間（13ヶ月）や運転上の制限に関する事項などの原子炉の運転管理についての記載
- 「シミュレータ訓練」など、運転管理に関する教育についての記載

( 2 ) 廃止措置を実施するために必要な事項（追加）

- 原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う廃止措置主任者の選任、職務についての記載
- 原子炉容器へ燃料を移送するための燃料移送管隔離弁の閉止・施錠など、運転停止に関する恒久的な措置についての記載
- 廃止措置の概要や運用に関する教育についての記載

以 上